

意見募集要領

次の「佐伯市水道事業総合戦略（案）」について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

1 名称

佐伯市水道事業総合戦略（案）

2 案の趣旨・目的

本市水道事業では、平成29年3月に安全で強靱な水道を持続するために、これまで行ってきた対策の進捗状況や効果について評価した上で、新たな目標を設定し、その目標を実現するための具体的方策を示す「佐伯市水道事業ビジョン」を策定した。また、同時期に策定した「佐伯市水道事業基本計画」では、水道事業ビジョンにて設定した新たな目標を実現するための具体的方策に基づき、計画期間における水道施設の拡張、改良、更新等に関する総合的な整備計画及び財政収支計画を示した。

さらに令和3年3月には水道事業経営の健全化を目指し、将来にわたり市民の皆様に安全で安定的な水道水を供給するために、「佐伯市水道事業経営戦略」を策定し、これまで水道法の三原則に基づき、「清浄」、「豊富」、「低廉」な水を供給してきた。

しかしながら、これらの計画を策定してから数箇年が経過し、水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。

社会全体では将来の人口減少に伴う水需要と料金収入の減少、水道施設の老朽化及び水道事業を担う人材不足の深刻化など、多くの課題に直面している。それに加えて、令和6年の能登半島地震等の大規模災害や異常気象の頻発化により、水道施設の強靱化、持続可能な水道サービスの提供がさらに求められている。

上記の背景を踏まえ「佐伯市水道事業経営戦略」、「佐伯市水道事業ビジョン」及び「佐伯市水道事業基本計画」の3つの計画内容を修正し、「佐伯市水道事業総合戦略」として一本化した計画を策定するもの。

3 案の内容

別紙「佐伯市水道事業総合戦略（案）」のとおり

4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名（法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名）を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市役所 上下水道部 営業課又は各振興局 地域振興課の事務室に提出してください。

(2) はがき又は書面を郵送等する場合

郵便番号876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 上下水道部 営業課

(3) ファクシミリの場合

上下水道部 営業課(0972-22-9722)

(4) 電子メールの場合

上下水道部 営業課(eigyosyomu@city.saiki.lg.jp)

5 募集期間

令和8年1月5日(月曜日)から 令和8年2月5日(木曜日)まで

6 提出された意見の取扱い

- (1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。
- (2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) この募集は、皆様の御意見を基に、より良い案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

7 問い合わせ先

上下水道部 営業課（本庁舎3階）

電 話 0972-22-4160

電子メール eigyosyomu@city.saiki.lg.jp